

神奈川県新しい公共支援事業基本方針（案）の主な変更点

No	頁	修正箇所	修正前	理由・備考
1	1	○ <u>しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の都道府県別将来推計人口』(平成 19 年 5 月推計)によると、2005 (平成 17) 年から 2035 (平成 47) 年にかけて、本県の 65 歳以上の高齢者人口の増加率は 82.9% で、全国第 1 位となることが予測されている。</u>	(追記)	本県における今後の年齢構成の変化を記載 (県)
2	1	(NPO 等) データ時点 <u>2011 (平成 23) 年 3 月 31 日現在</u>	(NPO 等) データ時点 <u>2010 (平成 22) 年 12 月 31 日現在</u>	データを昨年度末に修正
3	1	○ その他、県内の公益法人 14、特例民法法人 578、学校法人 504、社会福祉法人は 700 以上となっている。	○ その他、 <u>新しい公共の担い手として、県内の公益法人 14、特例民法法人 578、学校法人 504、社会福祉法人は 700 以上となっている。</u>	新しい公共の担い手は数値を挙げたものと必ずしも一致しないことから表現を整理 (県)
4	2	(2) 新しい公共の活動の現状認識 ○ そのような現状において、県民、NPO、企業等が果たす役割はますます高まっている。特に、NPO は先進性、専門性、行動力といった特性を <u>持って</u> 、地域課題の解決に重要な役割を果たしてきており、保健・医療・福祉や子育ての分野を <u>はじめとして</u> ボランティア活動が活発に展開されている。	(2) 新しい公共の活動の現状認識 ○ そのような現状において、県民、NPO、企業等が果たす役割はますます高まっている。特にNPO は先進性、専門性、行動力といった特性を <u>持ち</u> 、地域課題の解決に重要な役割を果たしてきている。 ○ <u>県内で認証された NPO 法人数は 2010 (平成 22) 年 12 月 31 日現在、2,619 法人となっており、保健・医療・福祉や子育ての分野を<u>中心に</u>ボランティア活動が活発に展開されている。</u>	PI 記述との重複を省き、表現を修正 (県)
5	3	○ 支援事業の実施に際しては、NPO、市民、企業などの多様なメンバーからなる「 <u>新しい公共支援事業運営委委員会</u> 」が事業選定等を行うことで、公平性を確保する。(略)	○ 支援事業の実施に際しては、NPO、市民、企業などの多様なメンバーからなる <u>組織による事業選定等</u> を行うことで、公平性を確保する。(略)	表現の整理 (県)

6	3	<p>○ <u>支援対象となる組織、団体等は、特定非営利活動法人、ボランティア団体、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織であって、自発的、主体的に「新しい公共」の趣旨に合致する活動を行うものであり、活動を的確に遂行する意欲や能力を有するものとする。</u></p> <p>また、「新しい公共」がめざす社会の実現のための活動のけん引役を担い、この支援事業による成果を公開・発信することで広く共有するための協力ができるものとする。</p>	(追記)	○支援対象となる団体は、支援の成果を広く共有（公開・発信）する協力が期待されていることも明示すべき（藤枝委員）
7	3	<p>○ <u>事業期間を通じて、NPO等による活動がさらに活発化するとともに、県民により広く開かれ、身近なものと感じられ、参画できるような環境をつくるための仕組みづくりを進める。</u></p>	(追記)	○本事業に期待する効果を明確にすべき（藤枝委員）
8	3	<p>○ <u>支援事業の選定過程はできるだけ開示し、透明性を確保するとともに、本事業により支援を受けるNPO等の情報開示を徹底する。</u></p>	○ <u>支援事業の選定過程はできるだけ開示し、透明性を確保するとともに、支援を受けるNPO等の情報開示を求める。</u>	ガイドラインの表記と整合を図る(県)
9	3	<p>○ <u>NPO等の活動が継続、発展していくための人材・仕組みづくりを支援する事業を実施する。また、NPO等を支援する基盤となる中間支援組織等についても、支援事業を実施する中で、組織や人材の力量の向上を図り、事業終了後、NPO等の支援の中核を担う組織となることを目指す。</u></p>	○ <u>NPO等の活動が継続、発展していくための人材・仕組みづくりを支援する事業を実施する。また、NPO等を支援する基盤となる中間支援組織等についても、支援事業を実施する中で力量向上が図れるような仕組みとする。</u>	<p>○本事業の中で展開される支援の仕組みを事業終了後も絶やさぬよう、支援組織や支援人材の力量形成をしっかりと行うことに重点を置いた事業形成と選択が必要（藤枝委員）</p> <p>○事業終了後も安定した活動を行えるよう支援組織や支援人材の育成が重要（今井委員）</p>

10	3	○ <u>寄附税制拡充の状況を見極めながら、NPO等に対する寄附促進に関する事業を実施する。</u>	○ <u>寄附税制の改革に鑑み、NPO等に対する寄附促進に関する事業を実施する。</u>	平成 23 年度税制改正法案が審議中であることから表現を修正（県）
11	3	○ <u>NPO等の情報開示を推進し、信頼性の向上を図るため、当事業の支援対象者や事業受託者等に対し標準開示フォーマットを用いた情報開示を義務づける。</u>	○ <u>NPO等の信頼性の向上のため、標準開示フォーマットなどを用いた情報開示を推進する。</u>	新しい公共支援事業における情報開示の考え方を明確に表現（県）
12	4	2) 寄附文化の発展 個々の団体の個性に応じた寄附プログラム等を確立するNPO等や、寄附税制等の制度を的確に活用できるNPO等が増加し、また、 <u>双方向ウェブサイト</u> 等を活用した効果的な情報提供が行えるようになることで、(略)	2) 寄附文化の発展 個々の団体の個性に応じた寄附プログラム等を確立するNPO等や、寄附税制等の制度を的確に活用できるNPO等が増加し、また、 <u>標準開示フォーマット</u> 等を活用した効果的な情報提供が行えるようになることで、(略)	事業計画に合わせる（県）
13	4	4) NPO等の情報開示 支援対象者、受託者等に対し、標準開示フォーマットを用いた団体情報を開示するよう義務付けることにより、NPO等の情報開示が <u>進み、NPO等に対する市民の信頼が高まる。</u>	4) NPO等の情報開示 支援対象者、受託者等に対し、標準開示フォーマットを用いた団体情報を開示するよう義務付けることにより、NPO等の情報開示が <u>進む。</u>	取組方針の表現との整合性を図る（県）
14	4	5) 融資利用の円滑化 当事業 <u>全体</u> を通じてNPO等の認知度の向上を図ることにより、NPO等への理解が深まり、NPO等に対する融資が円滑化する。	5) 融資利用の円滑化 当事業を通じてNPO等の認知度の向上を図ることにより、NPO等への理解が深まり、NPO等に対する融資が円滑化する。	表現の整理（県）
15	5	(3) 実施要領第5の7の(1)の成果目標	※事業計画の修正に併せて修正	